

無償譲渡契約書

川上颯太（以下「甲」という。）と、株式会社アニメツーリズム（以下「乙」という。）は、甲が乙に対しアプリのすべての権利を無償で譲渡することに關し、次の通り無償譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（譲渡の合意）

第1条

甲は、乙に対し、別紙記載のアプリに関するすべての権利（以下「本権利」という。）を無償で譲渡することに合意し、乙はこれを適法に譲り受けることに同意する。

（譲渡の範囲）

第2条

本契約において譲渡される「本権利」は、当該アプリに関連するすべての著作権、特許権、商標権、およびその他の知的財産権ならびにこれらに関連する権利を含むものとする。

（譲渡の条件）

第3条

本契約による譲渡は無償で行われる。甲は、乙に対し、譲渡する権利が第三者の権利を侵害していないこと、および譲渡の実行に必要なすべての手続きを完了することを保証する。

（譲渡の効力発生）

第4条

本権利の譲渡は、本契約が双方により署名された日に効力を発生するものとする。

（紛争の解決）

第5条

本契約に関する一切の紛争は、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（本物件の引渡し）

第6条 甲は、乙に対し、本物件を現状有姿で引き渡すものとし、本物件の破損等について、甲は一切の保証をしない。

2 本物件の所有権は、甲が乙に本物件を引き渡したときに、乙に移転する。

（費用の負担）

第7条 本物件の譲渡についての諸経費（運搬費用、管理に係る費用その他本契約に基づく取引に關し発生する一切の費用をいう。）は、乙が負担する。

（責任の免除）

第8条 甲は、本物件に起因する契約不適合責任、品質保証責任、損害賠償責任その他一

切の責任を負わない。

本契約の締結を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2025年 2月 16日

甲：川上颯太

乙：
株式会社アニメツーリズム
代表取締役 福森翔太